

2019年1月1日から栄養学雑誌投稿規定・執筆要領が変わります

特定非営利活動法人日本栄養改善学会

理事長 武見 ゆかり

栄養学雑誌編集委員長 由田 克士

改定事項は、①実践活動報告における倫理的事項（投稿規定）、②倫理指針等の制定年の省略（投稿規定）、③法規、通知等を引用する場合の文献の表記（執筆要領）、④統計解析の表記（執筆要領）の4点です。

新しい投稿規定・執筆要領は、栄養学雑誌次号（第76巻第6号）、学会ホームページ（2018年12月公開予定）をご覧ください。皆様からの投稿をお待ちしております。

〔実践活動報告の倫理的事項〕

下線部分が改定内容です。

書式「別紙」は学会ホームページ（2018年12月公開予定）をご覧ください。

6. 倫理的事項

1) 研究倫理審査

ヒトを対象にした研究は、世界医師会総会（World Medical Assembly）において承認されたヘルシンキ宣言の精神に則り、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省）を遵守して行われたもので、倫理審査委員会等に承認されたものでなければならない。また、本文中に倫理審査委員会等の承認番号を記載すること。

但し、「実践活動報告」の区分で投稿する場合で、著者が所属する施設もしくは業務委託元施設に倫理審査委員会等が設置されていない場合、所属長等による倫理審査委員会等と同等の審査により承認されたことを証明する書面（所属長等名、承認日、文書番号が記載されていること：書式は別紙参照）の提出をもって、倫理審査委員会等に承認されたものと見なす。

動物を用いた研究についても「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（文部科学省）等を遵守し、動物実験委員会等に承認されたものでなければならない。また、本文中に動物実験委員会等の承認番号を記載すること。